

財団法人インターネット協会常勤役員給与規程

平成16年3月17日

(総則)

第1条 財団法人インターネット協会に常勤する役員(以下「役員」という。)に対する給与の支払いは、この規程の定めるところによる。

(給与の区分)

第2条 役員の給与は、本俸、通勤手当及び特別手当とする。

(本俸額)

第3条 役員の本俸は、月額とし、別表に定める区分に従い支給する。

(通勤手当)

第4条 通勤手当は、職員給与規程第14条に規定する通勤手当の支給要件に該当する役員に対して支給する。

(給与の支給日)

第5条 給与の支給日は、毎月20日とする。ただし、支給日が休日であるときは、その日にもっとも近い休日でない日に繰り上げて支給する。

(日割計算)

第6条 次の各号の場合は、勤務1日当りの給与(通勤費を除く。)を日割計算によって支給する。

(1) 月の初日以外の日任命された場合又は月の末日以外の日退職した場合

(2) 月の初日以外の日受けるべき給与の月額に変更があった場合。

2 前項に規定する勤務1日当りの給与額は、給与を当該月における土曜日及び日曜日の日数を差し引いた日数で除して得た額とする。

第6条の2 死亡した役員に対する給与については、死亡当該月までを支給する。

(特別手当)

第7条 特別手当は、6月1日及び12月1日(以下これらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する役員に対して、6月15日及び12月5日(以下これらの日を「支給日」という。)に支給する。これらの基準日前1ヶ月以内に退職し、又は死亡した役員についても同様とする。

2 特別手当の額は、それぞれ次の各号に掲げる額とする。

(1) 6月15日に支給する場合においては、その基準日現在(退職し、又は死亡した

役員にあっては、退職し又は死亡した日現在。以下各号において同じ。)において、当該役員が受けるべき給与に100分の119を乗じて得た額に、100分の200を乗じて得た額の合計額。

(2) 12月5日に支給する場合においては、その基準日現在、当該役員が受けるべき給与に100分の119を乗じて得た額に、100分の275を乗じて得た額の合計額。

3 第5条ただし書の規定は、特別手当の支給日に準用する。

(端数の処理)

第8条 第6条の規定による給与計算において、当該額に50銭未満の端数を生じたときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときは、これを1円に切り上げるものとする。

附 則

この規程は、平成16年3月17日から施行し、同日より適用する。

別表 (第3条に定める区分及び月額)

当面無給とする。